

退職後は 保険証を使用 できません!



受診の都度
保険証を提示
しましょう!

●退職した場合

扶養家族分もあわせて、保険証を速やかに会社(事業主)にご返却ください

●診療期間中に保険証の変更があった場合

忘れずに受診している医療機関の窓口にお申し出ください

●無効な保険証を使用した場合

後日、保険負担分の医療費を返還していただきます